

三木町告示第127号

三木町初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月12日

三木町長 伊藤 良春

三木町規則第20号

三木町初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

三木町初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成4年三木町規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第6を次のように改める。

別表第6 初任給基準表

1 行政職給料表初任給基準表

職種	試験		学歴免許等	初任給
一般	正規の試験	上級	大学卒	1級29号給
		中級	短大卒	1級19号給
		初級	高校卒	1級9号給
	その他		高校卒	1級1号給
保健師			大学卒	1級29号給
			短大3卒	1級23号給

備考 学歴免許等の資格が「大学6卒」である者で部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるものにこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。